

登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、登別市立小学校及び登別市立中学校に在学し、交通機関を利用して通学する児童及び生徒の通学費（要保護児童及び生徒に係る通学費を除く。）に対し、その全部又は一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

- 2 補助の対象は、正規の交通機関があり、これを利用して通学する地域から通学する児童及び生徒であって、3か月定期券代金の1か月所要額が小学生の場合2,700円以上、中学生の場合5,200円以上となる地域から通学するものとする。ただし、次の各号に掲げる地域で教育長が必要と認めた地域から通学する児童及び生徒については補助の対象とすることができる。

(1) 交通量の多い路線で、かつ、歩道と車道の区別がない路線を通学する地域

(2) 交通量の多い路線で、かつ、交通安全又は防犯上危険な個所のある路線を通学する地域

(補助金の額)

- 3 補助金の額は、次の各号に定める額（以下「基礎額」という。）を超える額とする。ただし、登別中学校に通学する生徒のうち、登別温泉町、上登別町及びカルルス町から通学するものについては、2,340円を超えた額とし、中登別町の一部の地区から通学するものについては、1,990円を超えた額とし、緑陽中学校へ通学する生徒については、11月から翌年の3月までの期間に限り、基礎額から500円を減じた額を基礎額とみなし、当該基礎額を超えた額を補助する。

(1) 第2項本文に該当する児童及び生徒に係る基礎額

ア 小学生1人の世帯 2,700円

イ 小学生2人以上の世帯 3,900円

ウ 中学生1人の世帯 5,200円

エ 小学生1人以上中学生1人の世帯 6,600円

オ 小学生1人以上中学生2人以上の世帯 7,400円

(2) 第2項ただし書に該当する児童及び生徒に係る基礎額

ア 小学生1人の世帯 1,880円

イ 小学生2人以上の世帯 2,900円

ウ 中学生1人の世帯 3,740円

エ 小学生1人以上中学生1人の世帯 4,920円

オ 小学生1人以上中学生2人以上の世帯 5,840円

(交付の時期)

- 4 補助金は、次の各号に掲げる区分により交付する。

(1) 4月分から6月分まで 4月中旬

(2) 7月分から9月分まで 7月上旬

(3) 10月分から12月分まで 10月上旬

(4) 1月分から3月分まで 1月中旬

(その他)

- 5 通学費の補助に関し、必要な書類及び支給方法については、要保護及び準要保護児童、生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について（昭和39年文初財第21号）に基づき行うものとし、その他必要な事項は、教育長が定める。

附 則（昭和50年教委訓令第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年教委訓令第1号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の登別市遠距離通学児童、生徒補助金交付要綱第3項第2号の規定については、カルルス町及び上登別町地区在住の児童、生徒に限り、昭和52年4月1日から適用し、昭和52年3月31日まではなお従前の例による。

附 則（昭和53年教委訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年教委訓令第1号）

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委訓令第1号）

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の登別市遠距離通学児童、生徒補助金交付要綱第3項第2号の規定については、カルルス町から登別温泉小、中学校へ通学する児童、生徒の世帯に限り、中学生のみの世帯とみなして適用する。

附 則（昭和57年教委訓令第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

附 則（昭和58年教委訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年教委訓令第1号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の登別市遠距離通学児童、生徒補助金交付要綱第3項の規定について基礎額をこえる金額が100円未満の場合は100円とする。

附 則（昭和61年教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年教委訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。